



2020年5月14日

各 位

会 社 名 京阪神ビルディング株式会社
代表者名 代表取締役社長 南 浩一
(コード番号 8818 東証第一部)
問合せ先 取締役管理統括 多田 順一
(TEL06-6202-7333)

株式報酬型ストック・オプション（新株予約権）の行使条件変更に関するお知らせ

当社は、2020年5月14日開催の当社取締役会において、過去に株式報酬型ストック・オプションとして発行した新株予約権の行使条件の一部を変更することを決議しましたので、下記のとおり、お知らせいたします。

記

1. 変更する理由

2020年5月14日開催の当社取締役会において、役員報酬制度の見直しを行い、譲渡制限付株式報酬制度の導入を決議したことに伴い、過去に発行した新株予約権の行使条件についても一部変更するものです。

2. 行使条件を変更する新株予約権

- (1) 2016年6月21日開催の取締役会決議により発行された第1回新株予約権
- (2) 2017年6月20日開催の取締役会決議により発行された第2回新株予約権
- (3) 2018年6月19日開催の取締役会決議により発行された第3回新株予約権
- (4) 2019年6月18日開催の取締役会決議により発行された第4回新株予約権

3. 変更内容

変更前	変更後
<新株予約権の行使の条件> 新株予約権者は、当社の取締役および監査役のいずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。	<新株予約権の行使の条件> 新株予約権者は、当社の取締役、監査役および執行役員いずれの地位をも喪失した日の翌日から10日を経過する日までの間に限り新株予約権を行使することができる。

以 上